

恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会について

1 設置の根拠

恵庭市社会福祉審議会条例第 7 条

2 部会員の構成

社会福祉審議会委員

学識経験者や福祉関係団体

障がい者団体 ほか

3 主な審議事項

- (1) 障がい福祉プランに關すること。
- (2) 障がい福祉プランにの推進に關すること。
- (3) その他障がい福祉に關すること。

4 プランの主な内容

- (1) 手話言語条例（仮）の制定
- (2) 就労支援
 - 農福連携の推進
 - 障がい者優先調達推進
- (3) 障害者差別解消法の普及啓発
- (4) 障がい福祉サービス利用状況の把握
- (5) 地域生活支援事業利用状況の把握

5 今年度の部会開催予定について

第1回 令和元年7月4日（予定）

第1回 令和2年2月14日（予定）

＊次年度（令和2年度）5回程度の開催予定。

えにわ障がい福祉プランについて

1 策定の目的

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため

2 策定の根拠

「障害者基本法」第 11 条

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(障害者総合支援法)」第 88 条

「児童福祉法」第 33 条の 20

3 プランの構成

「第 6 期恵庭市障がい者福祉計画」

「第 5 期恵庭市障がい福祉計画」

「第 1 期恵庭市障がい児福祉計画」

4 計画期間

平成 30 年度～平成 32 年度

5 次期策定予定（主なスケジュール）

令和 2 年度

- ・アンケート調査の実施（6 月頃）
- ・社会福祉審議会障害者福祉専門部会の開催（5 回程度）
- ・パブリックコメントの実施（1 月頃）
- ・市議会常任委員会報告（6 月、9 月、12 月、3 月）
- ・計画策定（3 月）

6 策定の手法

保健福祉推進会議

恵庭市障がい者地域自立支援協議会

恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会

パブリックコメントで